

平成18年度

自動車排出ガスに対する 特定事業者の計画について

自動車NOx・PM法に基づく、
自動車使用管理計画書の概要

平成19年5月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
《用語解説》	2
1 特定事業者数の状況	3
2 特定自動車台数の目標	4
3 排出ガス抑制のための取組み内容	6
4 NOx・PM 排出量の削減の目標	8
5 評価ポイントでみる措置状況	9
まとめ	11

はじめに

大都市地域における窒素酸化物（NOx）⁽¹⁾や粒子状物質（PM）⁽²⁾による大気汚染対策強化の必要性などを背景に、平成14年5月から、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（略称：自動車NOx・PM法）による規制が行われています。

この法律では、対策地域⁽³⁾内で30台以上の対象自動車⁽⁴⁾を使用する事業者（特定事業者⁽⁵⁾）は、事業活動に伴い自動車から排出されるNOx・PMを抑制するための計画を作成し、毎年実施状況を報告すること⁽⁶⁾などが義務付けられ、特定事業者が作成する計画書やその実施状況については、自動車運送事業者等（いわゆるバス、タクシー、貨物運送事業者）は国土交通大臣へ、それ以外の事業者は知事へ提出又は報告することとなっています。

平成18年3月に自動車NOx・PM法に係る省令の一部が改正され、平成18年度以降、自動車を30台以上使用する事業者は新たに、平成22年度を目標とする「自動車使用管理計画書」を提出することとなりました。

このたび、平成18年度に新たに大阪府に提出のあった「自動車使用管理計画書」（自動車運送事業者等を除く）について、集計結果をとりまとめましたので、報告します。

《用語の解説》

(1) 窒素酸化物 (NOx)

空気や燃料中の窒素が燃焼等によって酸素と結合して発生する一酸化窒素と二酸化窒素の総称で、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質になるといわれています。

(2) 粒子状物質 (PM)

燃焼によるススや自動車の走行による粉じん等のことで、特に、大気中に浮遊する粒径10ミクロン以下の粒子状物質は「浮遊粒子状物質 (SPM)」と呼ばれ、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすほか、発がん性の恐れが指摘されています。

(3) 対策地域

大阪府内では、37市町（能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村、岬町以外の市町。）が対策地域となっています。

(4) 対象自動車

乗用車、貨物自動車、バス、特種自動車（軽、特殊自動車及び二輪を除く。）のことをいいます。

(5) 特定事業者

自動車NOx・PM法に基づき、同一都府県内の対策地域に使用の本拠の位置を有する対象自動車を、30台以上使用する事業者を「特定事業者」といいます。

(6) 計画の作成等

特定事業者は、自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) 等の排出の抑制のための計画を作成しなければなりません。(法第17条)

また、毎年、事業活動に伴うNOx等の排出の抑制のために必要な措置の実施状況を報告しなければなりません。(法第18条)

1 特定事業者数の状況

平成18年度末現在の特定事業者数は、657社となっており、平成14年度末の781社に比べ減少しています。内訳では卸売・小売業が30.1%と最も多くなっています。

(表1・表2)

なお、知事に自動車使用管理計画書の提出のあった特定事業者(集計事業者数609社)のうち、ISO14001取得事業者の数は244社にのぼります。(取得予定含む)

表1：特定事業者数の内訳 (単位：社)

	H19年3月末
特定事業者数	657
製造業	163 (24.8%)
卸売・小売業	198 (30.1%)
サービス業	122 (18.6%)
その他	174 (26.5%)

(注) 1 カッコ書きは全体に対する割合

表2：特定事業者数の推移 (単位：社)

	H14年度末	H15年度末	H16年度末	H17年度末
特定事業者数	781	779	744	700
製造業	202	201	191	178
卸売・小売業	229	231	220	207
サービス業	150	152	146	131
その他	200	195	187	184

2 特定自動車台数の目標

特定事業者における低公害車及び LEV-7（京阪神7府県市指定低排出ガス車）の導入台数は、平成17年度末現在、対象自動車の63.2%（低公害車：2.1%、LEV-7：61.1%）の割合であったものが、今後導入をさらに進め、目標年度（平成22年度）では、80.2%（低公害車：2.6%、LEV-7：77.6%）の割合に増やす計画となっています。（表3・図1）

低公害車：NOx やPM等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、メタノール自動車などがあります。

LEV-7：京阪神の7自治体（京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・堺市・神戸市）が、市販のガソリン車・ディーゼル車等の中でも、より排出ガスの少ないものとして指定した自動車をいいます。

表3：特定自動車台数の目標

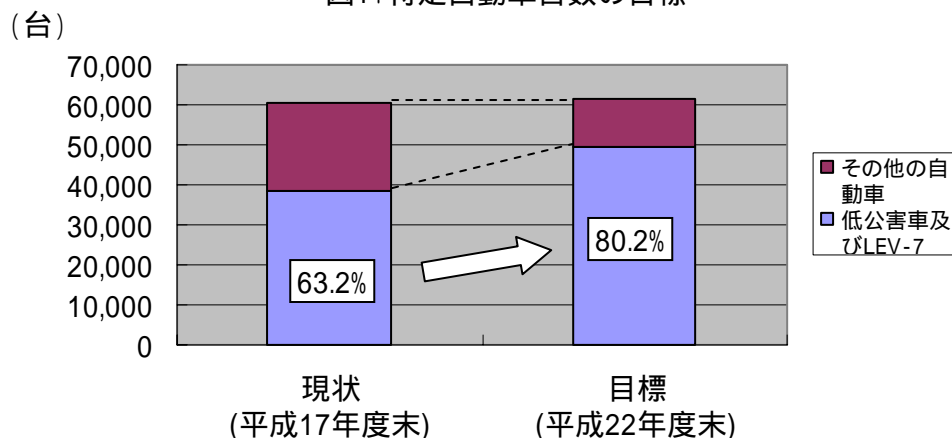
（単位：台）

	平成17年度末現在	目標年度 （平成22年度末）	増減率（%）
自動車台数	60,699 (100.0%)	61,470 (100.0%)	1.3%
低公害車	1,283 (2.1%)	1,616 (2.6%)	26.0%
天然ガス自動車	750 (1.2%)	817 (1.3%)	8.9%
ハイブリッド自動車	517 (0.9%)	786 (1.3%)	52.0%
電気自動車	16 (0.0%)	13 (0.0%)	-18.8%
メタノール車			
LEV-7	37,078 (61.1%)	47,675 (77.6%)	28.6%
その他	22,338 (36.8%)	12,179 (19.8%)	-45.5%
再掲 低公害車及びLEV-7	38,361 (63.2%)	49,291 (80.2%)	28.5%

（注）1 集計事業者数は609社

2 カッコ書きは、総数に対する割合で、項目ごとに計算して四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

図1: 特定自動車台数の目標



【参考】表4: 特定自動車の種別内訳

(単位: 台)

	平成17年度末現在		目標年度 (平成22年度末)		増減率(%)
乗用車	30,783	(50.7%)	32,025	(52.1%)	4.0%
普通貨物3.5t以下	1,129	(1.9%)	2,266	(3.7%)	100.7%
普通貨物3.5t超5t以下	1,573	(2.6%)	1,831	(3.0%)	16.4%
普通貨物5t超	7,084	(11.7%)	6,650	(10.8%)	-6.1%
小型貨物	19,663	(32.4%)	18,258	(29.7%)	-7.1%
バス	467	(0.8%)	440	(0.7%)	-5.8%
合計	60,699	(100.0%)	61,470	(100.0%)	1.3%

(注) 1 集計事業者数は609社

2 カッコ書きは、総数に対する割合で、項目ごとに計算して四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

3 排出ガス抑制のための取組み内容

特定事業者による排出ガス抑制のための取組みの計画を内容別にみると、「エコドライブの実践」、「車両の適正な維持管理」、「自動車利用の見直し」、「低公害車等の計画的な購入」など日常的な車両管理や手軽にできる取組みを行う事業者が多い一方、「グリーン配送の推進」や「物流の合理化」といった取組みを行う事業者は、比較的少ない状況となっています。（表5・図2）

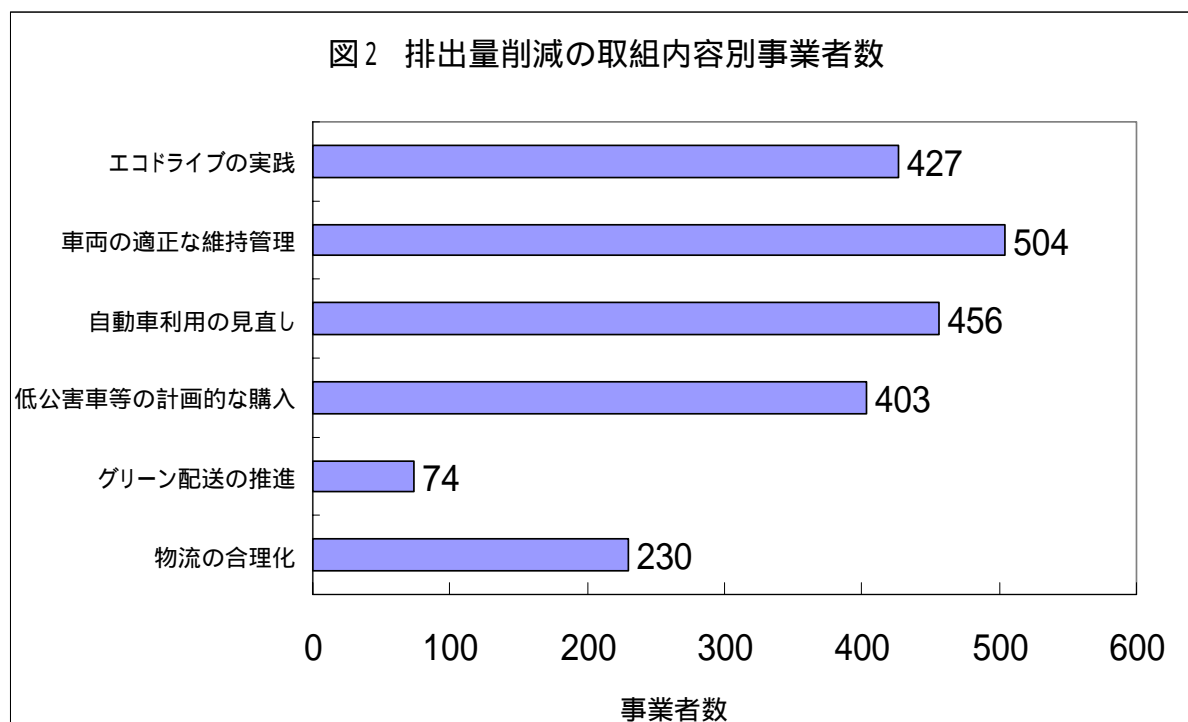
表5：排出量削減の取組み内容別事業者数 （単位：社）

取組み内容		事業者数	
ISO14001		244	
	うち取得済み	203	
	取得予定	41	
環境報告書		190	
エコドライブの実践		427	
	うち実践事業者の登録	102	
	うち燃費管理を行っている。（一部含む）	318	
	うち取組みを行っている	246	
車両の適正な維持管理		504	
		456	
自動車利用の見直し	うちモビリティ・マネジメントの実施	120	
	うちマイカー通勤の自粛	377	
	うち公共交通機関の利用の促進	343	
	その他	109	
低公害車等の計画的な購入		403	
グリーン配送の推進		74	
	うち大阪グリーン配送推進運動の登録	20	
		230	
物流の合理化	荷主としての取組み	モーダルシフトの推進	56
		共同輸配送の推進	91
		3PLの推進	66
		物流部門の燃費の管理	68

物流の合理化	発注者としての取組み		134
		ジャストインタイムの改善	85
		受注時間と配送時間のルール化	126
	配送における取組み		128
		モーダルシフトの推進	35
		共同輸配送の推進	65
		3 P L の推進	52
		帰り荷の確保	55
		道路混雑時の輸配送の見直し等	86
	配送以外の取組み		137
		情報化の推進	99
		検品の簡略化	54
		商品の標準化等	48
		物流施設の高度化、物流拠点の整備等	79

(注) 1 集計事業者数は 609 社

2 一事業者が複数の取組みを行っている場合があるため、事業者数の合計は、集計事業者数とは一致しない。



4 NOx・PM 排出量の削減の目標

特定自動車から排出される NOx、PM の排出量について、平成 17 年度末現在の値に比べて目標ではそれぞれ 54.9 t (9.9%)、4.8 t (10.4%) (一社当たりでは 90.1 kg、7.9 kg) 削減する計画となっています。(表 6・表 7)

表 6：年間 NOx・PM 排出量の削減目標 (単位：t)

	平成 17 年度末 現在	目標年度 (平成 22 年度末)	削減量	削減率 (%)
年間 NOx 排出量	552.0	497.2	54.9	9.9
年間 PM 排出量	46.6	41.7	4.8	10.4

(注) 1 集計事業者数は 609 社

表 7：1 社当たり年間 NOx・PM 排出量の削減目標 (単位：kg)

	平成 17 年度末 現在	目標年度 (平成 22 年度末)	削減量	削減率 (%)
年間 NOx 排出量	906.5	816.3	90.1	9.9
年間 PM 排出量	76.4	68.5	7.9	10.4

(注) 1 集計事業者数は 609 社

5 評価ポイントでみる措置状況

評価ポイントについて

大阪府では、特定事業者が計画書及び報告書を作成する際に、措置状況の目安を分かりやすくするため、評価ポイントを独自に導入しています。新しい計画書からは低公害車等の導入の取組みを表す低公害化ポイント、排出抑制の取組みを表す排出量ポイント、排出量ポイントに府独自の施策を反映した総合ポイントの3つを定めています。

《評価ポイントの考え方》

低公害化ポイント：NOx 排出係数について、平成16年度の全事業者の平均値に対する値をポイント化。平均値と同じ値を0ポイントとし、正の値になるにつれて相対的に取組みが進んでいることを示します。

排出量ポイント：1台あたりのNOx 排出量について、平成16年度の全事業者の平均値に対する値をポイント化。低公害化ポイントと同じく平均値と同じ値を0ポイントとし、正の値になるにつれて相対的に取組みが進んでいることを示します。

総合ポイント：排出量ポイントに、大阪府エコドライブ実践事業者、大阪グリーン配送推進事業者である場合はポイントを加算。

業態の違いを考慮した客観的指標となるよう、車種別に計算したうえでポイント化している。

評価ポイントの状況

計画書で示された平成17年度のポイントを見ると、低公害化ポイント、排出量ポイント、総合ポイントの全特定事業者の平均は、それぞれ60.4ポイント、19.9ポイント、20.2ポイントとなっており、全てにおいて基準の平成16年度の値より改善が見られました。(表8)

また、各事業者の総合ポイントの分布を見ると、40ポイント～60ポイントの分布が最も多くなっています。(表9・図3)

表8：特定事業者における評価ポイントの平均の状況 (単位：ポイント)

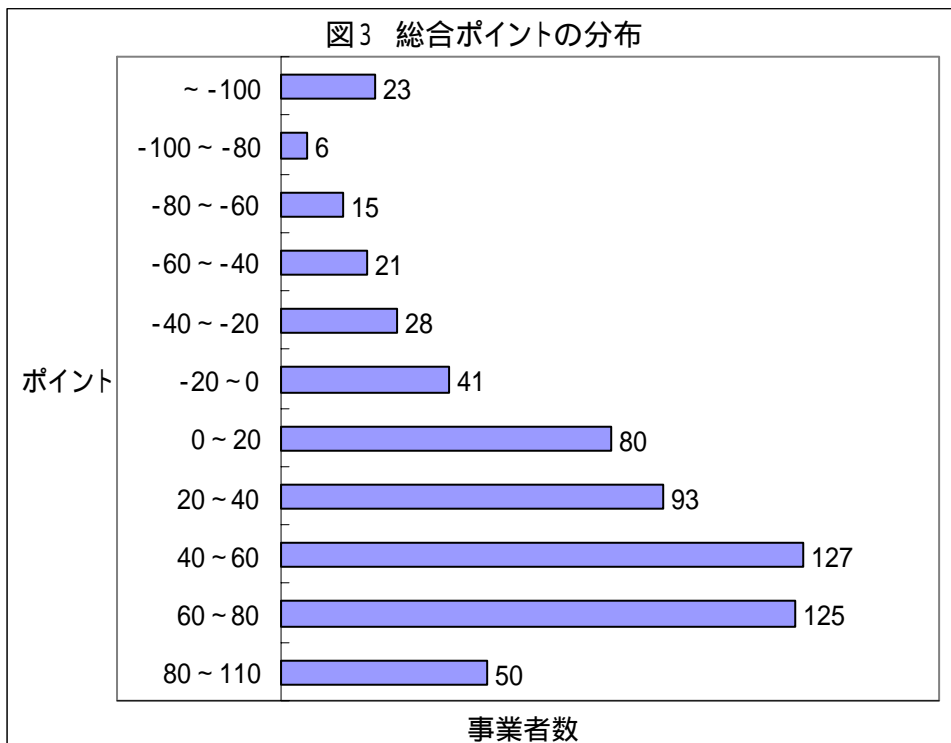
	平成17年度末現在
低公害車ポイント	60.4
排出量ポイント	19.9
総合ポイント	20.2

(注) 1 集計事業者数は609社

2 平成16年度の事業者の平均値を0とする

表9：総合ポイントの分布

総合ポイント	事業者数
～ -100	23
-100 ～ -80	6
-80 ～ -60	15
-60 ～ -40	21
-40 ～ -20	28
-20 ～ 0	41
0 ～ 20	80
20 ～ 40	93
40 ～ 60	127
60 ～ 80	125
80 ～ 110	50
計	609



ま と め

自動車 NOx・PM 法に基づく特定事業者の取組みについて、バス、タクシー、貨物運送事業者を除く特定事業者から報告のあった「自動車使用管理計画書」を集計した結果、概要は以下のとおりです。

特定事業者数は、平成14年度末で781社でしたが、平成18年度末現在で657社へと減少しています。また、業種構成割合は、卸売・小売業が30.1%、製造業が24.8%、サービス業が18.6%となっています。（3頁の表1・表2）

特定事業者が導入している低公害車及びLEV-7(京阪神7府県市指定低排出ガス車)は、平成17年度末現在、対象自動車の63.2%(低公害車:2.1%、LEV-7:61.1%)の割合であったものが、目標年度(平成22年度)では80.2%(低公害車:2.6%、LEV-7:77.6%)の割合に増やす計画となっています。（4頁の表3、5頁の図1）

特定事業者によるNOx等排出量削減のための取組みの計画内容は、「車両の適正な維持管理」、「自動車利用の見直し」、「エコドライブの実践」、「低公害車等の計画的な購入」など日常的な車両管理や手軽にできる取組みを行う事業者が多い一方、「物流の合理化」や「グリーン配送の推進」といった取組みを行う事業者は、比較的少ない状況となっています。（6頁の表5、7頁の図2）

NOx、PMの排出量について、平成17年度末現在の値に比べて目標ではそれぞれ54.9t(9.9%)、4.8t(10.4%)削減する計画となっています。（8頁の表6・表7）

特定事業者による低公害車の導入と走行量削減の効果を府独自の指標である評価ポイント(低公害車導入などの効果を数値化したもの)でみると、20.4ポイントとなっており、基準年の平成16年度末の値より増加しています。（9頁の表8、10頁の表9・図3）

参 考

事業者向け自動車環境HPのご案内

「事業者向け自動車環境情報」のページを設け、低公害車に関する情報や法律の概要など、関連する情報を提供しています。

〔アドレス〕 <http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/sidou/index.html>

メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」のご案内

事業者向けの情報発信として、毎月、低公害な自動車に関する情報や、補助・融資制度、最近のトピックスなどをメールで配信しています。

〔配信予定〕 毎月第2金曜日

〔配信登録アドレス〕 http://www.epcc.pref.osaka.jp/ecocar_mail/servlet/epcc/

問合せ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 交通環境課

自動車排ガス事業者指導グループ

T E L 06 - 6941 - 0351 (内線) 3890、3896

F A X 06 - 6941 - 5778

E - Mail : kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

U R L : <http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/sidou/>